

質問 中川議員（共産 岐阜市）令和8年7月3日（金）

3 公務災害に認定された事案について

（2）農政部職員の自死事案について

- ①事案の検証と再発防止策について
- ②精神疾患による休職者への対応について
- ③第三者による調査の仕組みづくりについて

答弁 知事

まず初めに、公務を志し、職務に精励しておられた職員が、今回のような形で亡くなられたことは痛恨の極みであり、ご遺族に対しまして改めて哀悼の意を表したいと思えます。

亡くなられた職員は令和2年に採用され、その初年度、コロナ禍という状況の中で、100時間を超える時間外勤務に従事しておられました。その約1か月後、精神疾患の診断を受けて病気休職となり、療養中の令和5年度に自死されたものでございます。

本事案では、職員が自死された直後から、時間外勤務の状況を確認するとともに、当該職員とのやりとりについて関係職員から聴取するなどの調査を実施しております。

その後、ご遺族からの申入れを受け、更に関係職員の対象を広げて聴取を重ね、取りまとめた調査結果をご遺族に提供させていただきました。

今般、この調査結果に基づいて、100時間を超える時間外勤務が精神疾患の発症と因果関係があると認められ、公務災害の認定に至ったことに鑑みましても、改めて長時間労働の抑制に取り組む必要性を感じているところでございます。

これまで本県では、勤務時間の上限設定、PCログによる職員ごとの時間外勤務時間の把握、そして、100時間以上となるおそれのある場合の抑制指示、上限設定を超える職員が発生した場合の事後検証といった対策を講じてまいりました。

そして、令和7年度におけます時間外勤務時間の平均でございますけれども、対象職員が精神疾患を発症したとされる令和3年度と比較しますと、1か月当たり1人5時間30分、率にして約35%減少となっており、組織全体として長時間労働の縮減が進みつつあるところでございます。

今年度は、更なる時間外勤務の縮減を図るために、時間外勤務が100時間以上となる職員ゼロを目指して取組を強化するよう幹部会議において指示したところでございます。

また、労働に起因する健康被害の防止には、時間外勤務の縮減だけではなく、互いの悩みや不安を共有し、解決・解消に向け、共に「同じ方向」を向くことのできる「人

間関係」が職場にあることも大切だと考えております。

こうした良好な「人間関係」を「職場環境」として根付かせていくため、職員の意見を反映させた風通しの良い職場づくりが必要と考えております。特に、気軽に悩みや困りごとを相談できる環境づくりこそが大切と考えております。

次に、精神疾患による休職者への対応についてお答えをいたします。

職員が病気休暇となった場合、当該職員が所属する職場の管理職が窓口となります。しかしながら、職場の管理職は、ご指摘のとおり必ずしも精神疾患等の対応に精通している訳ではありません。

そのため、こうした課題に対応するため、昨年度、令和7年度から、休職中の職員がいる所属のみならず、心身の不調によって職員が病気休暇を取得した時点で所属への支援を開始する「職場復帰相談」の体制を整備し、職員厚生課の保健師や臨床心理士等が、当該所属の管理職に対して、より早期に必要な対応を指導し、支援することとしております。また、必要に応じて保健師等が直接本人と接触するなど、従来よりも専門性の高い対応を行っています。

今後は、これに加えて、病気休暇や休職となった職員に対して、職場の管理職及び保健師等が、どの時点で、どのようなサポートを、どの程度行うことが適切なのか、その支援プロセスの標準モデルを作成したいと考えております。これを庁内に周知するとともに、管理職を対象とするメンタルヘルス研修での研修資料として活用することで、全ての管理職員が、休暇・休職中の職員に対して、適宜、適切なフォローができるよう理解を深めるようにしてまいりたいと考えております。

最後に、第三者委員会の設置についてお答えをいたします。

今回の事案は、冒頭でご説明いたしましたとおり、発生の初期段階から、県自ら調査を開始しており、ご遺族からのご依頼に対しても、可能な限りの調査結果を提供させていただいたところでございます。

この調査結果に基づき行われた公務災害の申請において、100 時間超の時間外勤務が要因と認められることとなったところは、先ほど申し上げたとおりでございます。

議員ご指摘のとおり「事案を客観的に調査する仕組み」、いわゆる「第三者委員会」を、教育委員会のように、あらかじめ設置する方法は、事後検証における選択肢の一つと考えられます。

しかしながら、今回の事案では、県が自ら必要な調査を可及的速やかに実施したことで、ご遺族の意向に迅速に対応したところであり、事案に応じて最適な調査体制や手法を検討の上、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

再質問 答弁 知事

第三者委員会のことなのですが、実は先ほど議員ご自身がおっしゃったように、教育委員会のように第三者機関があっても、スタートしなければ意味がないというのは、まさにおっしゃったとおりであります。

それからもう一つ今、100 時間ゼロということについては徹底したいと思っておりますが、これは条例を作ったり、仕組みを作ることでは、多分実現出来ないと思いません。

私自身、国で 400 人の部隊を抱えて仕事をさせていただいた時に、仕事の仕方を変えなければいけないと思っております。特に国の場合は、財務省に対する予算要求等で、毎晩徹夜をするととてもない状況でありましたけれども、そもそも財務省との関係で、人は連れて行かないという方針転換をしまして 1 人でやると。その結果、400 名の職員ですが、1 人 100 時間残業が減りました。ですから、恐らくそのことを条例に書いたとしても、どうやるかはそれぞれの話になりますので、恐らくこれから各部局に対して、まずは 100 時間超えそうな段階でチェックをするということ。それで、それぞれ仕事の内容、対応が違いますので、そこについてはきめ細かく対処した上で、もし共通の決めるべきことがあるのであれば、そこは抽出した上で、ルール化する必要があると思っておりますが、まずは各それぞれの部局における仕事の仕方、そのものを見直す。

今回この議会に関しましても、私になってから議会答弁に対する待機は一切かけておりません。従いまして、かなり残業時間については減っていると思っておりますけれども、そうしたことを条例に書いてみても、多分意味が無いと思っておりますので、まずはしっかり対応した上で、その仕様を示す方法その他を考えていきたいと思っております。

再々質問 答弁 知事

やはり何と言っても、命が失われたということは、重く受け止めなければいけないというふうに思っております。ただ逆にそれが、第三者委員会を作ったから救済されるわけでは無いというふうに思っております。

特に今回の場合、農政部の方の場合については、まさに県職員、関連する方が直ちに動いたことによって、状況が把握できた。

逆に言うとこれが、第三者委員会があることによって、第三者委員会がやるんでしょと、それが先ほどの話のように動くタイミングが遅ければ、実態の把握についても、遅くなるがあると思っております。

ですから、やはりその場合、何が問題になったのか。自死されたこと自体は非常に

重く受け止めなければいけないと思っておりますけれども、私も国の方で労務管理もやってきましたけど、まさに実にケースバイケースのところがあります。

ただ、それが、このご家族の思い、その環境、そしてそれが、今回の場合は公務災害認定されましたけれども、本当にその労務と関係あるのかということも含めて、極めてそこは難しいところでございます。ですから、職場における第三者委員会があるから、それによって、そこだけが調査されてしまうようなこと、それによって、重大なことを見落とす可能性も、私もたくさん見てまいりました。

なので、やはり残念ながら、これを作りますというよりは、命の重さをしっかり受け止めた上で、組織全体としてしっかりそれを防ぐような体制、起きた場合にはしっかりと調査する体制を作ることが大事だと思っております。

担 当 課 人事課

電話番号 058-272-1135

メー ル c11102@pref.gifu.lg.jp